「臨床工学技士の業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定による研修」 開催概要

1. 研修の目的

医師の働き方改革の議論に基づく臨床工学技士法の一部改正 (2021 年 5 月 28 日公布、同年 10 月 1 日施行) 等により臨床工学技士に新たに与えられる業務【別記】に対して、必要となる知識・技能について修得すること

- 1. 研修の主催者等
- · 主 催 公益社団法人日本臨床工学技士会
 - 後 援 公益社団法人日本医師会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本病院会、 一般社団法人日本医療法人協会、一般社団法人日本臨床工学技士教育施設協議会

2. 受講の対象者

- ・ 2025年4月1日より前に臨床工学技士の免許を受けた者
- ・ 同日前に臨床工学技士国家試験に合格した者であって同日以後に臨床工学技士の免許を受けた者
- 3. 実施の概要
- ・ 実施期間 2021年9月~2027年3月(コア期間)
- ・受講料 会員:38,000円

※日臨工会員として入会費および年会費の引落口座を登録した者

非会員:60,000 円

- ・受講申込みから実技研修終了までの期間は2年間とする
- ・実技研修を欠席した場合、再予約にあたっては追加費用(30,000円)が必要となる

4. 研修の内容

- ・ 基礎研修 オンデマンド型 e ラーニングにより基礎的な知識を修得 約20時間
- ・ 実技研修 対面式にて、2人1組で模擬医療機器等を用いて実技を修得 2日間 ※開催の会場と日程等は、以下のWEBサイトに掲載

5. 特設サイト

https://www.ja-ces.or.jp/kokuji-kenshu/

臨床工学技士の業務範囲追加について

- ①手術室又は集中治療室で生命維持管理装置を用いて行う治療における静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続、薬剤を投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプの操作並びに当該薬剤の投与が終了した後の抜針及び止血
 - ※輸液ポンプ又はシリンジポンプを静脈路に接続するために静脈路を確保する行為についても「静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続」に含まれる。
- ②生命維持管理装置を用いて行う心臓又は血管に係るカテーテル治療における身体に電気的 刺激を負荷するための装置の操作
- ③手術室で生命維持管理装置を用いて行う鏡視下手術における体内に挿入されている内視鏡 用ビデオカメラの保持及び手術野に対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメ ラの操作
- ・ 2021 年 5 月 28 日公布 令和 3 年法律第 49 号「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」第 11 条
- · 2021 年 7 月 9 日公布 「令和 3 年度厚生労働省令第 119 号」第 3 条
 - *研修の法的根拠:同法律附則第15条、令和3年厚生労働省告示275号
- ④血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又は 表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去
 - ※従来から業務である「シャントへの接続又はシャントからの除去」に追加された。
- · 2021 年 7 月 9 日公布 「令和 3 年度政令第 203 号」

*研修の法的根拠:同政令附則第2~4条、令和3年厚生労働省告示277号

参考:

令和3年7月9日付 医政発0709第7号厚生労働省医政局長通知「臨床検査技師等に関する 法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」

以上